

平成25年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第1号

平成25年3月4日（月曜日）午前10時00分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	局長補佐	君山悟
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 選挙第3号 新治地方広域事務組合議会議員の補欠選挙

日程第4 選挙第4号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の補欠選挙

- 日程第 5 選挙第 5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙
- 日程第 6 発議第 2号 かすみがうら市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 施政方針演説
- 日程第 8 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 9 議案第 2号 かすみがうら市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する規準を定める条例の制定について
- 議案第 3号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 4号 かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5号 かすみがうら市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 議案第 6号 かすみがうら市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 7号 かすみがうら市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 8号 かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 9号 かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 議案第10号 かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 かすみがうら市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第13号 かすみがうら市障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について
- 議案第15号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 かすみがうら市大塚自然体験の森公園の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定について
- 議案第17号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第18号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第19号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一

- 部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について
- 日程第10 議案第24号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第25号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第26号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第27号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第28号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第29号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第30号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第31号 平成25年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第32号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第33号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第34号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第35号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第36号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第37号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 日程第12 議案第38号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について
- 日程第13 議案第39号 新市建設計画の変更について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 選挙第 3号 新治地方広域事務組合議会議員の補欠選挙
- 日程第 4 選挙第 4号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の補欠選挙
- 日程第 5 選挙第 5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙
- 日程第 6 発議第 2号 かすみがうら市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第1 議案第40号 かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 7 施政方針演説
- 日程第 8 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 9 議案第 2 号 かすみがうら市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する規準を定める条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市大塚自然体験の森公園の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定について
- 議案第 17 号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第21号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について
- 日程第10 議案第24号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第25号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第26号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第27号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第28号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第29号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第30号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第31号 平成25年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第32号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第33号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第34号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第35号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第36号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第37号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 日程第12 議案第38号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について
- 日程第13 議案第39号 新市建設計画の変更について

開 会 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成25年かすみがうら市議会第1回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木良道君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第88条の規定により2番 岡崎勉君、3番 山本文雄君、4番 田谷文子君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（鈴木良道君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月27日までの24日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

この際、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりです。ごらんおき願います。

次に、議長、副議長等が出席した会議等については、お手元に配付しました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、2月5日、茨城県市議会議長会主催による平成24年度第2回議員研修会が水戸市において開催され、加固豊治君、佐藤文雄君、川村成二君の3名が参加をいたしましたので、代表して加固豊治君から報告を求めます。

7番 加固豊治君。

[7番 加固豊治君登壇]

○7番（加固豊治君）

茨城県市議会議長会、平成24年度第2回議員研修会結果報告をいたします。

私ほか2名の議員は、去る2月5日、水戸市の三の丸ホテルにおいて、茨城県市議会議長会主催による平成24年度第2回議員研修会に出席してまいりました。

政治ジャーナリスト、時事通信社客員解説委員の田崎史郎氏を招いて、「揺れ動く内外情勢とこれからの政局」という演題で講演がありましたので、その研修概要についてご報告申し上げます。

講演は、約34年間の政治取材で培った経験や人脈をもとに講演がありました。さきの衆議院議員選挙の結果分析から始まり、政治家との交流の中で感じたことや、政治家個人の人となりなどの話がありました。その話は多岐にわたりましたが、政治記者としての多くの国会議員との交流で、ふだんはわからない議員個人の経験や考え方を知ることができました。今後は、消費税が10%に上がる時、景気対策が必要になってくるのではないかとのことでした。また、夏の参議院選挙は、与党に厳しい選挙になる傾向があり、衆議院総選挙で勝利した政党には有権者心理に勝たせ過ぎだという心理が動く傾向にあるとのことでした。

以上で茨城県市議会議長会、平成24年度第2回議員研修会の報告といたします。

平成25年3月4日、派遣議員代表 加固豊治。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議員派遣の報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査として、文教厚生委員会、産業建設委員会の調査の経過並びに結果について、委員会の調査結果報告書が提出されておりますので、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、文教厚生委員会委員長 加固豊治君。

[文教厚生委員会委員長 加固豊治君登壇]

○文教厚生委員会委員長（加固豊治君）

文教厚生委員会委員長報告。

文教厚生委員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成24年度第4回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成25年2月8日に委員会を開催いたしました。

2月8日の委員会では、教育施設、文化施設、体育施設及び福祉保健施設に関する事項として、小中学校適正規模化について調査を実施し、執行部からこれまでの経過等について説明を受けました。

調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと思います。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

続いて、産業建設委員会委員長 岡崎 勉君。

[産業建設委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○産業建設委員会委員長（岡崎 勉君）

産業建設委員会の所管事務調査の調査経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成24年第4回定例会で、閉会中の所管事務調査として決定した調査項目について、1月16日に委員会を開催いたしました。

調査事項としては、1つ目が環境衛生及び公害に関する事項のメガソーラー事業について、2つ目が、道路整備についての道路の境界確認についてであります。

調査に当たりましては、執行部より担当部課長の出席を求め、説明を聴取しながら、慎重に調査を実施いたしました。

委員会の調査経過並びに概要については、会議録のとおりであります。

以上、産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で、閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、本日までに陳情等1件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、平成24年第3回臨時会会議録並びに平成24年第4回定例会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員会からの地方自治法第235条の2第3項の規定による、平成24年11月から平成25年1月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 選挙第 3 号 新治地方広域事務組合議会議員の補欠選挙

○議長（鈴木良道君）

日程第 3、選挙第 3 号 新治地方広域事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

この選挙は、議会運営委員会の決定により、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（鈴木良道君）

ただいまの出席議員数は15名であります。

投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○議長（鈴木良道君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

配付漏れはなしと認めます。

次に、投票箱を改めさせます。

[投票箱の点検]

○議長（鈴木良道君）

異状ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙を被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票を願います。

なお、無効の取り扱いについて、あらかじめ申し上げます。

所定の用紙を用いないもの、その職につき得ない者の指名を記載したもの、1 投票中に 2 人以上の氏名を記載したもの、他事を記載したもの、被選挙人の氏名を自書しないもの、被選挙人の誰の氏名を記載したかを確認しがたいもの、以上の投票は公職選挙法第68条第 1 項が準用されることから無効とみなします。

また、白票についても無効投票とみなします。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので、順次投票を願います。

投票は、議長席に向かい左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐、氏名を点呼、投票]

○議長（鈴木良道君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

投票漏れなしと認めます。
これにて、投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○議長（鈴木良道君）

続いて、開票を行います。
会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 川村成二君、2番 岡崎 勉君を指名いたします。
開票の立ち会いをお願いいたします。
演壇までおいでください。

[開票]

○議長（鈴木良道君）

選挙の結果を報告いたします。
投票総数15票。
これは先ほどの出席議員数に符合しております。
投票総数のうち、有効投票15票、無効投票0票であります。
有効投票のうち、
小座野 定 信 君 10票
矢 口 龍 人 君 5票
以上のとおりであります。
この選挙の法定得票数は、3,750票であります。
よって、小座野定信君が新治地方広域事務組合議会議員に当選されました。
ただいま当選されました小座野定信君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

日程第 4 選挙第4号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の補欠選挙

○議長（鈴木良道君）

日程第4、選挙第4号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の補欠選挙を行います。
この選挙は、議会運営委員会の決定により投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（鈴木良道君）

ただいまの出席議員数は15名であります。
投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○議長（鈴木良道君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を改めさせます。

[投票箱の点検]

○議長（鈴木良道君）

異状ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙を被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票を願います。

なお、無効の取り扱いについて、あらかじめ申し上げます。

所定の用紙を用いないもの、その職につき得ない者の指名を記載したもの、1投票中に2人以上の氏名を記載したもの、他事を記載したもの、被選挙人の氏名を自書しないもの、被選挙人の誰の氏名を記載したかを確認しがたいもの、以上の投票は公職選挙法第68条第1項が準用されることから無効とみなします。

また、白票についても無効投票とみなします。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので、順次投票を願います。

投票は、議長席に向かい、左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐、氏名を点呼、投票]

○議長（鈴木良道君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

投票漏れなしと認めます。

これにて、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（鈴木良道君）

続いて、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 山本文雄君、4番 田谷文子君を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までおいでください。

[開票]

○議長（鈴木良道君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

投票総数のうち、有効投票15票、無効投票0票です。

有効投票のうち、

川村成二君 8票

矢口龍人君 5票

小座野定信君 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3,750票であります。

よって、川村成二君が土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました川村成二君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

日程第 5 選挙第 5 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙

○議長（鈴木良道君）

日程第5、選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙を行います。

この選挙は、議会運営委員会の決定により投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（鈴木良道君）

ただいまの出席議員数は15名であります。

投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○議長（鈴木良道君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を改めさせます。

[投票箱の点検]

○議長（鈴木良道君）

異状ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙を被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票をお願いします。

なお、無効の取り扱いについて、あらかじめ申し上げます。

所定の用紙を用いないもの、その職につき得ない者の指名を記載したもの、1投票中に2人以上の氏名を記載したもの、他事を記載したもの、被選挙人の氏名を自書しないもの、被選挙人の誰の氏名を記載したかを確認しがたいもの、以上の投票は公職選挙法第68条第1項が準用されることから無効とみなします。

また、白票についても無効投票とみなします。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので、順次投票をお願いします。

投票は、議長席に向かい、左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐、氏名を点呼、投票]

○議長（鈴木良道君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

投票漏れなしと認めます。

これにて、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（鈴木良道君）

続いて、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番 小松崎 誠君、7番 加固豊治君を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までおいでください。

[開票]

○議長（鈴木良道君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

投票総数のうち、有効投票15票、無効投票0票です。

有効投票のうち、

小松崎 誠 君 11票

佐藤 文雄 君 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3,750票であります。

よって、小松崎 誠君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました小松崎 誠君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

日程第 6 発議第 2 号 かすみがうら市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（鈴木良道君）

日程第6、発議第2号 かすみがうら市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

本案は、平成24年9月5日に地方自治法が改正されたことにより、かすみがうら市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正し、かすみがうら市議会政務活動費の交付に関する条例とする改正を行うものであります。

主な改正理由は、自治法において政務調査費を政務活動費とすること、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を条例に定めるべきこととされたことなどによるものであります。

今回の改正内容の主なものは、政務調査費としていた名称を政務活動費とし、これまで規則で定めていた支出基準を条例に規定するものであります。また、さきの公金着服問題を考慮し、残余金の返還方法を変更するものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、改正後のかすみがうら市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は平成25年3月1日から適用し、経過措置として、この条例の施行の日前に、この条例による改正前のかすみがうら市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例によるというものであります。

○議長（鈴木良道君）

これより、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております発議第2号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、発議第2号 かすみがうら市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより、発議第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、発議第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま、条例が改正されたことに伴い、規則の改正が必要となることから、議会において作成した、かすみがうら市議会政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する規則（案）を市長に送付し、改正を依頼することといたします。

ただいま、市長から、議案第40号 かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第40号を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第40号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いします。

[議案書配付]

追加日程第 1 議案第40号 かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木良道君）

追加日程第1、議案第40号 かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第40号につきましてご説明を申し上げます。

議案第40号 かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、この条例を制定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

議案第40号 かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、この条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、政務調査費の名称変更に伴いまして、現行の政務調査費を政務活動費と改めます。

さらには、その他の改正で第7条、現行の職員課を総務課に改正をいたします。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成25年3月1日から適用をいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第40号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、議案第40号 かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行ないます。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより、議案第40号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 施政方針演説

○議長（鈴木良道君）

日程第7、施政方針演説を行います。

市長から、施政方針演説の申し出がありますので、これを許可します。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

平成25年かすみがうら市議会第1回定例会の開会に当たり、市政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

我が国の現状を見ますと、本格的な人口減少時代が到来し、厳しい雇用情勢、社会保障負担の増大や危機的な国家財政などの諸課題に加え、震災後の発電用燃料の輸入増大により過去最大の貿易赤字を計上するなど、極めて厳しい状況が続いております。

国政においては、昨年末に誕生しました新政権が国の最大の懸案とも言える経済対策として、大胆な金融政策、機動的な財政政策、さらには民間投資を喚起する成長戦略を「三本の矢」と称し、矢継ぎ早の対策を講じております。

このような中、本市においては、従来からの懸案であった神立駅周辺整備や小中学校の統合などの大規模事業に着手することになり、将来に向けてのまちの基盤整備を確実に推進したいと考えております。

しかし一方では、人口の減少が顕著となっており、その影響が危惧されるとともに、高度経済成長期下に建設された公共施設が一斉に更新時期を迎え、廃止・売却を含めた検討も急務です。

そのため、長期的な財政計画の再検証や行政改革を進めながら、市の将来を担う子どもたちを持つ世代への支援拡充が必要であり、最大かつ急務の課題であると認識しているところでございます。

また、東日本大震災からの復旧については、諸課題に適切に対応しながら、市民の安心安全の確保に努めてまいります。今後とも、市民参加型の開かれた行政運営を基本としてまちづくりを進めてまいり所存でございますので、一層のご支援をお願いいたします。

それでは、本市の総合計画において示す将来像「きらきら いきいきふれあい育む豊かなめぐみ野」の実現に向け、平成25年度のまちづくりへの取り組みにつきまして、施策体系に沿って基本的な考え方を申し上げます。

第1に「自然と調和したまちづくり」を目指してまいります。

いまだ終息が見えない福島原発による放射能汚染事故は、すべての国民に、原子力エネルギーの利便性の中に潜む大きな危険性と現代科学の限界を気づかせてくれました。今後、原子力発電をどうすべきなのかという問題は、単に科学技術や経済性の問題ではなくて、人間が生きていくこと、人類と自然が共生していくことなど、命に関わる根本的な問題と考え、その思いを「非核脱原発平和都市宣言」として宣言させていただきます。

市民目線で行う脱原発に伴う代替エネルギー対策として、平成24年度から取り組みを始めた「住宅用太陽光発電システム設置事業」は、引き続き拡充、継続してまいります。加えて、自然エネルギーを積極的に利用するまちを目指して立ち上げた「太陽光発電事業研究会」との産官連携のもと、太陽光発電事業者と用地提供者をマッチングする「ソーラー発電事業」にも積極的に取り組んでまいります。これは単に代替エネルギー対策としてだけでなく、新産業の振興、遊休農地対策、環境にやさしいまちづくり等、本市が抱えるさまざまな問題の施策としての一面を持っていると考えております。

震災を踏まえた防災対策の充実については、ライフラインとして安全な水を市内全域に常時安定供給できるよう、平成23年度から取り組んでまいりました千代田地区と霞ヶ浦地区の上水道送水管の接続工事は、平成26年度の工事完了を目指して進めてまいります。また、千代田地区の防災行政無線の設置については、平成24年度に避難所等へ21基の屋外子局の整備を行いました。今後も市民の方々のご理解をいただきながら取り組んでまいります。あわせて、先般改訂いたしました地域防災計画に沿い、市民の皆様一人一人が活用できる防災ハンドブックを作成し、全世帯に配布するとともに、災害に対する備えをしてまいります。

昨年12月に起きた笹子トンネルの崩落事故では9名の尊い命が失われ、インフラの適正な維持管理の必要性を再認識させられました。本市では、橋梁と下水道の長寿命化計画の策定を継続して進め、今後は、補助金等を活用しながら、年次的、計画的な施設修繕等に取り組んでまいります。

地域間や主要な施設をつなぐ幹線道路については、五輪堂橋のかけかえや環境科学センター連絡道路整備工事、また、身近な生活道路である水資源道路の歩道整備工事等、有利な補助制度等を活用しながら整備に取り組んでまいります。さらに、土浦協同病院の移転に伴うアクセス道路については、関係市と協議しながら整備を進めてまいります。

霞ヶ浦の水質と生活環境の保全を図るため、下水道施設等の適正な維持管理に努めておりますが、下水道等整備計画区域以外については、茨城県森林湖沼環境税活用事業により、高度処理型浄化槽の設置を推進してまいります。

本市の中心市街地を形成するJR神立駅周辺地域の土地の有効活用と都市機能の充実を図るため進めている神立駅周辺整備事業と神立停車場線整備事業については、用地買収に着手するなど、土浦市と連携しながら早期完成を目指してまいります。

石岡地方斎場移転建設事業については、平成26年4月の供用開始に向け、本体、火葬炉、外構工事などに取り組んでまいります。

第2に「健やか・安心・思いやりのまちづくり」を目指してまいります。

市民の健康を支える国民健康保険制度や介護保険制度については、現在、国が進めている持続可能な社会保障の構築に向け議論を注視しているところであります。一方、本市では、現下の社

会情勢に相まってその運営が年々厳しくなっており、保険者として中長期的な視点に立った取り組みが必要と認識しております。このため、特定健診時における健康相談や、介護保険における予防事業の推進など、制度の健全運営に努めてまいります。

健康増進については、市の健康増進計画に沿って歯周病の予防の対象年齢を拡大し、歯科保健の普及啓発を推進します。また、福島原発の放射能汚染事故を原因とする健康不安を払拭するため、18歳以下の市民や妊婦を対象とした放射線の内部被曝に対する検査の助成を実施いたします。

子育て支援については、地域の活性化と将来的なまちづくりに不可欠な政策と捉え、引き続き子育て世代への支援に努めます。国が進める子ども・子育て関連3法による質の高い幼児期の教育と保育を総合的に提供するため、ニーズ把握のための調査等を進め、平成27年度の本格施行に備えます。また、公立保育所の民営化については、民間事業者が行う事業として移行を進めます。

子育てを地域社会全体で支援する視点から、この1月から中学3年生までの医療費負担軽減を行っておりますが、所得制限の撤廃や外来自己負担に対する支援の廃止を進めたいと考えておりますので、議員皆様にご理解賜りますようお願いをいたします。また、子育てと仕事の両立に対するニーズに対しては、放課後児童クラブの開設により支援をしておりますが、民間事業者との連携を図りながら子どもたちの健全育成の強化に努めます。

大きな社会的な問題の一つであります児童虐待やDVへの対応については、複雑な事案や継続的な対応が求められておりますので、関係機関と連携し、迅速な対応に努めてまいります。

高齢者への支援対策については、高齢者の単身・夫婦のみの世帯が増加しており、地域社会からのつながりが薄れております。このため、これまでの地域の方々による見守りに加え、民間事業者などの多様な主体とのさらなる連携強化を図ってまいります。

第3に「豊かな学びと創造のまちづくり」を目指してまいります。

小中学校の適正規模化については、下稲吉地区の学校を除き小規模化が進行している現状です。小規模校ならではのメリットはあるものの、ハード、ソフトの両面から整備されたよりよい教育環境の中、子どもたちが適正規模での集団生活を通して多様な人間関係を構築し、その多くの出会いや切磋琢磨する体験等を通して、「自分らしく生きる」自立の力と、「人との関わりの中で程よく人間関係を築いていける」共生の力を育てていくことで、心身ともに健やかにたくましく成長することを期待しております。

そのような考え方を児童・生徒や保護者、地域の皆様にご理解いただくよう、平成24年度は各小学校区で意見交換会、各中学校区で地域説明会を行い、市民の皆様からの貴重なご意見を反映させていただき「かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画」を作成したところでございます。今後は計画に基づき、子どもたちが夢と希望を持って学校生活を送れる新しい学校をつくれるよう、保護者はもとより地域の皆様のご協力をいただきながら統合を実施する所存でございます。平成25年度は、施設整備に係る設計に着手いたします。

平成26年4月開校予定の霞ヶ浦地区統合中学校については、開校がスムーズに進むよう、南・北両中学校生徒の事前交流や部活動ユニフォームの購入等、学校統廃合推進事業を推進してまいります。

施設の耐震化と教育環境の改善の見地から、平成22年度から進めている下稲吉小学校施設整備事業については、屋内運動場の改築工事を進めてまいります。

昨年、山中伸弥氏のiPS細胞の研究がノーベル生理学・医学賞を受賞したことは、東日本大震災や政治の混乱等、閉塞感いっぱいの今の日本社会にとって、久々の明るい話題であり、日本人一人一人の心に「科学技術立国日本」の誇りを思い出させてくれたニュースであったと思います。

一方で、青少年を初めとする国民の「科学技術離れ」「理科離れ」により、次代を担う子どもたちの科学的思考力を育成するために、理科好きの子どもを増やしていくことが課題になっております。このことから、全小学校に理科の授業を支援する観察実験アシスタントを配置するとともに、小学4、5年生を対象にした算数の学習支援として、学びの広場サポート事業を継続してまいります。

本市の文化や歴史を保護し、後世に正しく伝承することは、今を生きる我々の責務です。これまで郷土資料館を中心として、市民の皆様にも本市の文化、歴史に関する愛着を持ってもらうため、各種普及事業に取り組んでまいりました。「市民学芸員」制度も、その活動が実を結んだものと言えます。今後も、市民学芸員の育成に努めながら、自主的活動に対する支援や、文化・歴史と連携した観光ガイド的な役割を担っていただけるようなプログラムづくりに取り組んでまいります。

第4に「活力ある産業を育てるまちづくり」を目指してまいります。

「湖」霞ヶ浦と「山」筑波山を抱える本市の魅力ある観光資源や農水産物、加工品などの統一的なブランド品として推進している「湖山の宝」事業も丸5年を経過し、その推奨品は14品目となりました。今後も、引き続き新しい湖山の宝の発掘に取り組んでまいります。また、平成25年度は、「湖山の宝」生産者の連携を進め、全国に向け、「湖山の宝」の情報発信に取り組んでまいります。その第一弾として、「かすみがうらマラソン大会」会場での、推奨品の詰め合わせの販売を進めます。「湖山の宝」の全国区を目指して各種施策を進めたいと考えておりますので、引き続きのご指導、ご支援をお願いいたします。

霞ヶ浦の恵まれた自然環境にある歩崎公園とその周辺を会場に開催した、自転車耐久レース「かすみがうらエンデューロ」は、参加者、来場者にも好評で、多くのマスメディアにも取り上げられ、霞ヶ浦の魅力を全国に情報発信できたと考えております。平成25年度は、さらに地域色を前面に出した形で開催し、参加者や来場者に本市の観光や地場産品を広く紹介したいと考えております。

全国的に経済の低迷が続く中、地域経済を活性化していくためには若い力が必要です。市内産業の活性化と新卒者の雇用を確保するため、企業説明会や就職面接会等を実施してまいります。

それぞれの地域が自分たちの意思で、地域の農業の未来を委ねる担い手とその方策を決定していく「人・農地プラン」の策定については、平成24年度に引き続き進めてまいります。また、新規事業として取り組む、農業経営を開始する新規就農者への支援策である「青年就農給付金事業」も、このプランに伴い推進します。

イノシシ等の有害鳥獣による農作物の被害状況が年々悪化している中、イノシシからのセシウム検出や、有害鳥獣捕獲隊員の高齢化等により、捕獲隊の編成が困難になってきております。そのため、イノシシ捕獲報奨金や捕獲柵の設置、わな免許取得への補助金交付等に取り組み、農作物への被害を最小限に食いとめるよう努めてまいります。

「農地・水・環境保全事業」では、地域共同による農地、農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取り組みに対して支援しておりますが、平成25年度も7つの地域で同事業に取り組みます。

第5に「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」を目指してまいります。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から2年がたち、市民生活も平穏な生活を取り戻したところですが、改めて、災害発生時の地域の連携、市民同士の「共助」の必要性を認識しているところです。

行政による「公助」だけではなく、災害発生時における隣近所の呼びかけ行動や避難先での安心感の確保においては、コミュニティの果たす役割が重要です。今後も行政と市民の方々との役割分担を明確にしながら、地域コミュニティづくりの支援をしてまいります。

協働のまちづくりにおいては、既に多様な主体が自立した活動を展開いただいております。今後は、さらなる活性化に向け連携を強化するとともに、グループにおける活動の活性化に向け支援を拡充します。

男女共同参画社会の構築については、第2次計画となる男女共同参画計画に沿って、男性と女性が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画できる社会、さらには老若男女が参画できる社会を目指して、環境づくりに向けた広報・啓発活動に努めます。

行政サービスについては、地域主権一括法の施行により、市の条例制定権が拡大され自主性が強化されました。市民生活に最も身近な基礎自治体として、市民の利便性の向上や事務処理の迅速化に努めてまいります。

市民サービスの窓口となる千代田庁舎については、長らくご不便をおかけしておりますが、本年7月末の竣工を目指し工事を進め、今後も本市の行政及び防災上の拠点として活用してまいります。

事務処理の効率化を目指した電算処理システムについては、より適正な処理、さらには災害等のリスクを軽減する観点から、クラウド化により県内4自治体の共同調達として導入を進めます。

行政運営については、これまで懸案であった大規模事業の方向性を踏まえ、新市建設計画の変更を今定例会にお諮りしておりますので、議員の皆様には審議の上、可決を賜りますようお願いを申し上げます。

行政改革の推進については、第2次行政改革プランに沿って聖域を設けず取り組んでおります。しかし、本市においても人口の減少が明確化しており、今後、税収入の減少等も危惧される中では、取り組みの強化が必要と認識しております。冒頭にも申し上げたとおり、現在、国・地方を問わず社会資本の改修や最適化が大きな課題です。本市においても公共施設全般にわたって、経営的な観点から保有・処分の判断、さらには、活用方法や維持管理の手法を精査し、コストと便益の最適化を図る管理システムであるファシリティマネジメントの導入が必要であり、より実効性を確保するため、全庁的な取り組みとして推進してまいります。

また、事務事業の評価と見直しについては、市民の視点で検証する事業仕分けを引き続き実施するとともに、各種団体への補助金については、公募型補助金制度を導入することで、適正化を進める一方で、市民の創意工夫による団体活動の活性化を促したいと考えております。

相次いだ不祥事への対応については、先般、全職員が参画して策定した「公金等取扱い適正化

計画」に基づき、市民の皆様に対する信頼の回復に努めます。あわせて、行政に係わる市長、議員、職員が、より高い倫理観を持って行動すべく、「かすみがうら市倫理条例」の制定を目指します。

最後に、ただいま申し上げました、まちづくりを実現するための平成25年度予算の概要を申し上げます。

一般会計予算の総額は155億5000万円で、前年度比較で3億9000万円、2.6%の増となっております。

歳入については、市税において計上率を決算ベースで見直し、個人市民税、法人市民税、固定資産税及び市たばこ税の伸びを見込み、市税全体では1億2989万6000円、2.6%の増としております。しかし、地方交付税において地方公務員給与費の削減分等を算定し、3億1000万円の減を見込んでおります。各交付金及び臨時財政対策債を含めた市債は増となるものの、依然、厳しい財政状況は続いております。

このため、さらなる行財政改革を推進し、職員定数の適正化等を含め、歳出の削減に取り組むとともに、新市建設計画の変更による合併特例債及び緊急防災・減災事業債等の財政措置のある市債を活用し、財源の確保に努めました。

特別会計については、5会計合わせて101億4780万円で、前年度比較で2億8270万円、2.9%の増となっております。

一般会計、特別会計合わせて、総額256億9780万円となり、前年度比較で6億7270万円、2.7%の増となっております。

企業会計である水道事業会計については、収益的収支では、平成24年度予算と比較して、収入は8万7000円の減、支出は587万円、0.6%の増となっております。資本的収支では、収入は4441万6000円、17%の増、支出額は2822万円、4.3%の減となっております。

以上、平成25年度の行政運営の基本的な考えを申し上げます。

議員各位並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます、新年度の施政方針といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、市長の施政方針演説を終わります。

お諮りいたします。

施政方針に対する質疑は、会期第3日目の3月6日に行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時25分

再 開 午前11時33分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 8 報告第 1 号 専決処分の報告について

○議長（鈴木良道君）

日程第 8、報告第 1 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

ただいま、議題となっております報告第 1 号について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第 1 号 専決処分の報告について、千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更についてにつきましては、地方自治法第180条第 1 項の規定により指定された、市長の専決処分手項の指定第 1 号に掲げる、議会の議決を経た工事の請負契約の変更について専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告するものです。

専決処分の内容ですが、平成24年市議会第 4 回定例会において、議案第93号で議決をいただきました千代田庁舎耐震補強工事請負契約の締結について、議員専用トイレの新設と議場内傍聴席の改修工事の一部変更に伴う設計変更により、請負金額変更の契約を締結したものであり、本年 2 月22日付で専決処分を行ったものです。

変更金額は399万円の増額であり、請負者株式会社田中工務店と同日付で工事請負変更契約を締結しております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、報告第 1 号の報告を終了いたします。

日程第 9 議案第 2 号ないし議案第 2 3 号

○議長（鈴木良道君）

日程第 9、議案第 2 号 かすみがうら市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定についてないし議案第23号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定についてまでの22件を会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第 2 号から議案第23号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第 2 号 かすみがうら市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定についてから、議案第11号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでの10件の議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による各法令の一

部改正に伴い、国の基準等を踏襲し、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第12号 かすみがうら市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてにつきましては、平成20年5月11日に交付された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本市が設置する新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、新たにこの条例を制定するものであります。

次に、議案第13号 かすみがうら市障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第14号 かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定についてにつきましては、市民の良好な生活環境を保全するため、ペット霊園の設置に関する許可基準等に関し、必要な事項を定めるため、新たにこの条例を制定するものであります。

次に、議案第15号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、税の証明等に関する手数料について、実務上の整備、その他所要の改正を行うため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第16号 かすみがうら市大塚自然体験の森公園の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定についてにつきましては、市大塚自然体験の森公園が初期の目的を達成したことから、関係条例の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第17号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてにつきましては、教育長の給料月額の特例を定めるため、新たにこの条例を制定するものであります。

次に、議案第18号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についてにつきましては、市職員の給与月額の特例を定めるため、新たにこの条例を制定するものであります。

次に、議案第19号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、人事院勧告及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第20号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、非常勤特別職の設置等に伴い、報酬及び費用弁償を規定するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第21号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、外来自己負担支給の廃止並びに妊産婦、小児及び特例児童に係る医療福祉費の支給制限を廃止するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第22号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、南中学校及び北中学校を統合し、新たに（仮称）南・北統合中学校を設置するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第23号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定についてにつきましては、敬老祝金の支給を廃止するため、この条例を制定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、順次各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

それでは、議案第2号 かすみがうら市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する規準を定める条例の制定についてから、議案第11号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。

地域主権一括法に伴い、市の関係条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第17号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案につきましては、平成25年4月1日から現市長の任期の末日まで、教育委員会教育長の給料月額の特例を定めるため、新たにこの条例を制定するものでございます。特例の内容につきましては、給料月額を10%減ずるもので、現行の54万6000円から49万1400円に減額するもので、期末手当には反映しますが、退職手当には反映しないこととしております。

次に削減額でございますが、平成25年4月から平成26年3月までの1年間で、削減額の合計が101万2000円の減、内訳で給料が65万5000円の減、期末手当が18万5000円の減、共済組合負担金が17万2000円の減となります。

施行期日につきましては、平成25年4月1日としております。

続きまして、議案第18号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案につきましては、平成25年4月から平成26年3月まで、職員の給与月額の特例を定めるものでございます。特例の内容につきましては、職員の給料を各職務の級に応じ削減し、職務の級が1、2級の職員は4.77%の減、3から6級の職員が7.77%の減、7級の職員が9.77%の減となります。手当につきましては、管理職手当が一律で10%の減、期末勤勉手当につきましては、一律9.77%の減、給料月額に連動する時間外勤務手当等については、給料月額の削減率と同率を削減することとしております。

次に、削減額でございますが、平成25年4月から平成26年3月までの1年間の削減額の合計が2億2915万3000円、内訳として給料が1億2182万3000円の減、管理職手当が451万円の減、期末手当が3957万1000円の減、勤勉手当が2044万8000円の減、共済組合負担金が4279万1000円の減となります。

施行期日につきましては、平成25年4月1日としております。

続きまして、議案第19号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、人事院勧告及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、平成18年4月に実施いたしました給料月額等の切りかえに伴う経過措置としまして、切りかえ前の給料月額に達しないこととなるものには、その差額を現給保障として

支給しておりますが、平成23年の人事院勧告におきまして、平成25年3月の廃止が勧告され、県内の多くの自治体で廃止することを受け、平成25年3月をもって廃止するものでございます。

施行期日につきましては、平成25年4月1日としております。

続きまして、議案第20号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、公募型補助金審査会委員及び行政改革懇談会委員を非常勤特別職として設置することに伴い、報酬及び費用弁償を規定するため、条例の一部を改正するものです。

内容でございますが、公募型補助金審査会委員につきましては、平成25年度に導入を予定しております公募型補助金制度の審査機関として、公募型補助金審査会が設置されることから、審査会委員を非常勤特別職として追加するものです。

次に、行政改革懇談会委員につきましては、行政改革懇談会が平成17年度に設置され、これまで謝礼で対応しておりましたが、非常勤特別職としての位置づけが適当であると判断されることから、新たに非常勤特別職に追加するものです。

施行期日につきましては、平成25年4月1日としております。

ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

それでは、議案第13号 かすみがうら市障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法と呼ばれているものでございます。こちらに名称変更がございました。これに伴い、本条例におきますかすみがうら市障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例における第1条中、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるものでございます。

続きまして、議案第23号 かすみがうら市敬老祝金条例を廃止する条例の制定でございます。

こちらにつきましては、本市に居住している満77歳、満88歳、満99歳、満100歳の方を対象に支給していました敬老祝金を廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

議案第14号 かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について説明いたします。

犬や猫などのペット焼却による悪臭等が発生するなどの事案を受けまして、あらかじめ適切な

措置を講じ、周辺住民に与える不安を除去するとともに、市民の生活環境を保全するためにも本市におきまして基準等を設け、許可制とするものです。

内容につきましては、（１）の設置者の責務から（７）の使用禁止命令まで7項目ございます。施行期日等としまして、25年7月1日を予定しています。

経過措置としましては、既設ペット霊園の特例設置者等の氏名住所、名称、所在地、敷地及び面積等々を届けることの規定でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第15号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

これまで、本市では過去の土地台帳の閲覧を住民サービスの一環として行ってきましたが、現在地方税法第380条第1項の規定による土地課税台帳を整備し、土地台帳の整備は行っていないことから、土地台帳の閲覧を公簿の閲覧に、法務局で閲覧することができる旧土地台帳施行細則第2条の規定に基づく地図及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図等が公図と呼ばれており、市で閲覧ができる図面は固定資産税の評価に関する資料として整備しているものであります。権利関係には使用できないことから、公図を地番図に改めるため制定するものであります。

公布の日から施行する内容であります。

以上です。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

次に、土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

議案第16号 かすみがうら市大塚自然体験の森公園の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定について説明を申し上げます。

本条例案であります。かすみがうら市大塚自然体験の森公園について、初期の目的を達成したことから、公園としての用途を廃止するものであります。

よって、かすみがうら市大塚自然体験の森公園の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例を制定するものであります。

なお、施行日につきましては、平成25年4月1日とするものであります。

○議長（鈴木良道君）

次に、市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

議案第21号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

てご説明申し上げます。

本案は、子育て支援の充実を目的として実施しております医療費の助成について、妊産婦及び乳児から中学生までの所得制限をなくして対象範囲を拡大し、あわせて妊産婦及び乳児から小学3年生までを対象として実施しております外来自己負担の助成を廃止するため、条例改正をお願いするものであります。

なお、施行期日につきましては、本年10月1日とするものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、教育部長 小松崎延明君。

[教育部長 小松崎延明君登壇]

○教育部長（小松崎延明君）

議案第22号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、小中学校の適正規模化実施に伴う学校設置条例の一部改正によるものでございます。

小中学校の適正規模化につきましては、平成24年1月に学区審議会から最終的な答申を受け、この答申を踏まえ、保護者などに対する意見交換会や住民に対する地域説明会を開催し、広く意見を求めながら、小中学校適正規模化実施計画を策定したところでございます。

今後、児童・生徒の減少に対応した学校の適正規模化や学校施設の耐震化の早期完了など、よりよい教育環境をつくるため、この計画に基づき、小中学校の統合を計画的に進めていきたいと考えております。

今回この計画に基づき、平成26年4月1日を施行期日とし、南中学校と北中学校を統合し、新しい中学校を設置したく、学校設置条例の一部改正をお願いするものでございます。

新しい学校の位置については、南中学校の場所とし、校名については、かすみがうら市立南・北統合中学校の仮称としておりますが、25年度において公募の上、校名を決定し、再度学校設置条例の改正をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第2号ないし23号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は会期第4日目の3月7日にいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時29分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 10 議案第24号ないし議案第30号

○議長（鈴木良道君）

日程第10、議案第24号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）ないし議案第30号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）までの7件を会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第24号から議案第30号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第24号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億1149万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を171億9628万1000円とするものであります。

次に、議案第25号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ9489万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を51億8791万5000円とするものであります。

次に、議案第26号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ358万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億4431万9000円とするものであります。

次に、議案第27号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6374万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億2189万1000円とするものであります。

次に、議案第28号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ867万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億8518万8000円とするものであります。

次に、議案第29号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8008万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億6027万3000円とするものであります。

次に、議案第30号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、予算第3条に定めた水道事業費の既決予定額に700万円を増額し、水道事業費の総額を9億

9844万9000円とし、資本的収入の既決予定額から出資金740万円を減額し、資本的収入の総額を2億5418万5000円とするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当部長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、順次各議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第24号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）について説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億1149万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ171億9628万1000円とするものであります。

歳出の主なものは、小規模多機能型居宅介護事業所整備に伴う介護基盤緊急整備特別対策事業補助金1500万円、南小学校屋内運動場耐震及び大規模改修工事1億1902万8000円、わかぐり保育所用地1万2388平米を土地開発基金からの土地引き渡し9291万円、そのほかは国庫への返還金、基金への積立事業、特別会計への繰出事業、事業確定や確定見込みに伴う所要の増、減額等に係る経費並びに所要の人件費の補正を行うものであります。そのほか、繰越明許費の追加をお願いするとともに、地方債の補正及び債務負担行為の補正として茨城県と県内市町村との共同発行地方債に関するものを計上しています。

歳入につきましては、市税を増額するほか国庫支出金、基金からの繰入金、前年度繰越金、市債及び諸収入を充当いたしました。

続きまして、議案第25号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算について説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ9489万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億8791万5000円とするものであります。

歳出の主なものは、一般保険者療養給付費5000万円、退職被保険者等療養給付費4000万円、高額医療費拠出金852万7000円の減額、保険財政共同化事業拠出金362万8000円の追加を計上いたしました。

歳入につきましては、国庫支出金、療養交付金、一般会計からの繰入金等を減額充当いたしました。

続きまして、議案第26号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ358万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4431万9000円とするものであります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付する保険料358万9000円を計上いたしました。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を充当いたしました。

続きまして、議案第27号 平成24年度かすみがうら市下水道特別会計補正予算（第5号）について説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6374万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2189万1000円とするものでございます。

歳出の主なもの、事業費確定及び確定見込みに伴う所要の減額等を計上するものであります。

減額の大きいものは、霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金1094万1000円の減額、特定環境保全公共下水道整備事業1822万円の減額、流域下水道整備事業2566万7000円の減額であります。

歳入につきましては、汚水処理施設整備交付金事業の最終年度における国庫補助金の精算による減額、下水道債の減額の内容でございます。また、東京電力損害賠償金や使用料収入の増を見込めることから、一般会計繰入金を減額し、財源振替をするものでございます。

そのほか、繰越明許費、地方債の補正を計上してございます。

続きまして、議案第28号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ767万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8518万8000円とするものでございます。

歳出の主なもの、事業費確定及び確定見込みに伴う所要の減額等を計上いたしました。減額の大きいものは、農業集落排水維持管理事業での事業費確定等による535万6000円の減額でございます。

歳入につきましては、原子力損害賠償金、歳出の精査により、一般会計繰入金の減額及び繰越金による財源振替をするものでございます。

続きまして、議案第29号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8008万3000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億6027万3000円とするものでございます。

歳出の主なもの、施設介護サービス等給付費1億1150万円、特定入所者介護サービス費600万円及び介護給付費準備基金積立金397万9000円を増額のほか、事業費確定及び確定見込みに伴う所要の減額等を計上いたしました。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金、前年度繰越金を充当いたしました。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

次に、水道事務所長 貝塚成人君。

[水道事務所長 貝塚成人君登壇]

○水道事務所長（貝塚成人君）

議案第30号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

予算第3条に定めました水道事業費の既決予定額に700万円を増額し、水道事業費の総額を9億9844万9000円とし、資本的収入の既決予定額から出資金740万円を減額し、資本的収入の総額を2億5418万5000円とするものでございます。

内容につきましては、電気料値上げに伴う動力費の増額補正、一般会計出資金の減額補正でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第24号ないし30号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の3月7日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 11 議案第31号ないし議案第37号

○議長（鈴木良道君）

日程第11、議案第31号 平成25年度かすみがうら市一般会計予算ないし議案第37号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計予算までの7件を会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第31号から議案第37号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第31号 平成25年度かすみがうら市一般会計予算につきましては、歳入歳出総額は155億5000万円で、前年度と比較しますと3億9000万円、2.6%の伸びとなっております。

次に、議案第32号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は50億4580万円で、前年度と比較しますと6910万円、1.4%の伸びとなっております。

次に、議案第33号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は6億2820万円で、前年度と比較しますと2930万円、4.9%の伸びとなっております。

次に、議案第34号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は11億2320万円で、前年度と比較しますと1980万円、1.7%の減となっております。

次に、議案第35号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は3億9560万円で、前年度と比較しますと2060万円、5.5%の伸びとなっております。

次に、議案第36号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は29億5500万円で、前年度と比較しますと1億8350万円、6.6%の伸びとなっております。

次に、議案第37号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計予算につきましては、収益的収支

の収入が9億9815万1000円、支出が9億9789万3000円となります。また、資本的収入及び支出につきましては、収入が3億600万1000円、支出が6億2269万3000円となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、3億1669万2000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、順次各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第31号 平成25年度かすみがうら市一般会計予算について説明いたします。

平成25年度かすみがうら市一般会計予算の総額は、歳入歳出でそれぞれ155億5000万円で、前年度と比較して3億9000万円の増額となります。

まず、歳入につきましては、市税において計上率を決算ベースで見直し、個人市民税、法人市民税、固定資産税及び市たばこ税の伸びを見込み、市税全体で51億4791万2000円を計上し、前年度比較で1億2989万6000円の増としております。

しかしながら、地方交付税において地方公務員給与費の削減分を算定し、前年度比較で3億1000万円の減と見込んでいます。

各交付金及び臨時財政対策債を含めた市債は、前年度比較で5億7870万円の増としてございます。

次に、歳出について説明いたします。

議会費については、1億3876万8000円を計上し、前年度比較1414万3000円の減となっております。

総務費は、22億9472万6000円を計上し、前年度比較4億7876万6000円の増としております。

茨城県知事選挙3480万5000円や参議院議員選挙3924万円の実施、合併特例債を活用した地域振興基金への積立金5億2739万7000円が主なものでございます。

民生費は52億4908万1000円を計上し、前年度比較8307万4000円の増となっております。医療福祉費、市単独拡大分等によるものでございます。

衛生費は、12億2128万4000円を計上し、前年度比較1億5830万9000円の増を見込んでございます。太陽光発電システム設置補助金制度の拡充2000万円、石岡地方斎場の負担金2億4313万8000円などでございます。

労働費は、2230万2000円を計上し、前年度比較28万3000円の増を見込んでございます。

農林水産業費は、4億8813万6000円を計上し、前年度比較8330万9000円の減を見込んでございます。農道整備工事の減などによるものでございます。

商工費は、2億1993万9000円を計上し、前年度比較5771万1000円の減を見込んでございます。企業立地促進助成金の減などによるものでございます。

土木費は、16億4723万9000円を計上し、前年度比較1億5308万4000円の増を見込んでございます。神立駅周辺整備事業1億2620万4000円や下水道特別会計への繰出金5億8724万2000円などで

ございます。

消防費は、12億2909万5000円を計上し、前年度比較4億6827万4000円の増を見込んでございます。消防救急無線デジタル化及び共同指令センター整備への負担金3億5990万円や消防団詰所の解体工事を含む消防団施設整備事業5670万5000円、防災行政無線の屋外子局整備の6205万5000円などでございます。

教育費は、12億3915万円を計上し、前年度比較7億2695万9000円の減を見込んでございます。学校統合に係る南小学校環境整備3024万8000円や北中学校環境整備3800万8000円を計上しておりますが、下稲吉小学校の工事費の減などによるものでございます。

災害復旧費は、1323万6000円を計上し、前年度比較1323万4000円の増を見込んでございます。仮庁舎から千代田庁舎への移転費用でございます。

公債費は、17億5704万7000円を計上し、前年度比較8290万2000円の減となっております。また、共同調達で進めている基幹系システム等更新に関する債務負担行為、期間平成25年度から平成31年度まで、限度額6億2000万円等を計上している内容でございます。

続きまして、議案第32号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出でそれぞれ50億4580万円で、前年度と比較して6910万円の増額となります。

歳出増の主な理由は、前年度と比較して、保険給付費の高額療養費が6926万9000円の増になり、3億2018万円及び後期高齢者支援金が4212万6000円の増の7億2320万6000円となっております。

それに対する歳入では、国庫負担金の療養給付費負担金が前年度と比較して5912万5000円の増の6億3671万3000円及び国庫補助金の財政調整交付金が前年度と比較して6840万円増の2億6985万6000円で見込んでいる内容でございます。

続きまして、議案第33号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出でそれぞれ6億2820万円で、前年度と比較して2930万円の増額となっております。

歳出増の主な理由は、後期高齢者広域連合納付金が前年度と比較して2931万2000円増の6億2069万2000円となっております。

それに対する歳入では、後期高齢者医療保険料が前年度と比較して2168万7000円増を見込んでいる内容でございます。

内容は、茨城県後期高齢者医療広域連合で運営している予算に対して、かすみがうら市で付託している保険料予算を全額納付するためでございます。

続きまして、議案第34号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算について説明いたします。

平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出でそれぞれ11億2320万円で、前年度と比較して1980万円の減額となっております。

歳出減の主な理由は、前年度と比較して、特定環境保全公共下水道整備事業の補助事業において、実施設計委託のみの計上であり、前年度と比較して5412万3000円の減及び流域下水道整備事

業費の茨城県霞ヶ浦湖北流域下水道の流末処理場建設負担金が前年度と比較して2402万1000円の減額となっている内容でございます。

また、歳出増となったものは、特定環境保全公共下水道維持費が前年度と比較して3518万7000円、公債費が前年度と比較して727万6000円の増となっている内容でございます。

歳入減の主な理由は、下水道補助事業による管渠敷設工事を予定していないことから、国庫補助金、市債が減額となっている内容でございます。

続きまして、議案第35号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算について説明いたします。

平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算の総額は、歳入歳出でそれぞれ3億9560万円で、前年度と比較して2060万円の増額となっています。

歳出増の主な理由は、電気料値上げの影響や施設及びマンホール周辺の段差解消等の修繕費用、千代田東部地区の停水箇所の調査、公債費の増加等によるものでございます。

歳出増となった分の歳入については、主に一般会計からの繰入金等で充当している内容でございます。

続きまして、議案第36号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計予算について説明いたします。

平成25年度予算総額は、歳入歳出それぞれ29億5500万円で、前年度と比較し1億8350万円の増となっております。

歳出の主なものは、居宅介護サービス、施設介護サービス、介護予防サービス等の保険給付費に28億881万7000円を計上いたしました。

歳入につきましては、第1号被保険者保険料で5億9204万5000円、国県支出金で10億6463万円、支払基金交付金で8億1250万5000円、一般会計からの繰入金で4億5157万4000円を充当いたしました内容でございます。

以上です。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

次に、水道事務所長 貝塚成人君。

[水道事務所長 貝塚成人君登壇]

○水道事務所長（貝塚成人君）

議案第37号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計予算の概要についてご説明いたします。

平成25年度予算の主な点といたしましては、まず、営業収益でございますが、加入増によりまして、給水収益で約490万円の増を見込んでおります。加入金につきましては、平成27年度までの実施予定で加入金減免を行い、加入促進を行っております。大口加入者が減っていることから、前年比おおむね100万円の減となっております。また、営業外収益につきましては、一般会計補助金について、前年比500万円の減となっております。収益的収入の総額につきましては、前年比ほぼ同額となっております状況でございます。

営業費用につきましては、電気料の値上げにより、動力費が前年度より1300万円の増となっているほか、浄水場の修繕費で約500万円の増、人件費につきましては、前年比約500万円の減とな

っており、収益的収支の総額につきましては、前年度比約500万円の増となっております。

次に、資本的収支につきましては、配水施設工事費の増に伴い、企業債で前年比3240万円の増、一般会計出資金で前年比1200万円の増、総額で4440万円の増となっております。

資本的支出につきましては、配水施設工事費で4400万円の増、浄水場施設費につきましては、昨年度、霞ヶ浦第5号さく井工事が完了していることから2700万円の減、企業債償還金で4640万円の減で、総額で前年度比2800万円の減となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億1669万2000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第31号ないし37号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の3月7日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 12 議案第 38号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について

○議長（鈴木良道君）

日程第12、議案第38号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第38号につきましてご説明を申し上げます。

議案第38号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置についてにつきましては、消防救急無線デジタル化と消防指令業務の広域化、共同化を図るため設立される法定の茨城消防救急無線・指令センター運営協議会に本市も参画するため、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

議案第38号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について、ご説明いたします。
共同運営方式につきましては、運営協議会において決定されたものでございます。消防救急無線デジタル化に参加する機関は、21消防本部、34市町ありまして、そのうち指令業務共同化に参加する機関は、20消防本部、33市町となります。共同指令センターは、水戸市役所内原庁舎を使用するものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第38号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の3月7日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 13 議案第39号 新市建設計画の変更について

○議長（鈴木良道君）

日程第13、議案第39号 新市建設計画の変更についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第39号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第39号 新市建設計画の変更についてにつきましては、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の改正により、建設計画に基づいて行う事業に要する経費について、地方債（合併特例債）を起すことができる期間の特例（合併の日が属する年度及びこれに続く20年度）が設けられました。

そのため、地方債の中でも、財政的に有利とされる合併特例債を有効に活用し、主要事業を着実に推進するため、新市建設計画の期間の延長を行うとともに、今後の合併特例債活用予定事業を計画上明らかにするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第39号 新市建設計画の変更について、説明させていただきます。

新市建設計画の変更についてですが、合併特例債を起すことができる期間の特例措置、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の改正による平成36年度までの10年間の期間延長と今後の合併特例債活用事業を計画上明確にするなどの見直しを行い、神立駅西口土地区画整理事業、街路整備事業、神立停車場線、地域防災無線整備事業、学校施設統合環境整備事業、学校施設大規模改造事業を位置づけ、事業推進のための財源を確保し、事業を着実に推進しようとするものでございます。

なお、今後におきましては、合併特例債よりも、よい制度で事業ができる場合におきましては、合併特例債事業ではなく、よりよい制度の事業での実施を考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第39号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の3月7日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日3月5日、定刻より一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時07分